

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 地域福祉の将来像

私たちの目指す地域福祉の将来像は、

“助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち”

とします。

2. 計画の基本理念

「助け合い 支え合い」の考え方は、国が「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」として提示している「地域共生社会の実現」を具現化するものと言えます。「地域共生社会」とは福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会のことです。

福祉とは「しあわせ」のこととも言え、地域福祉とは地域のしあわせをみんなで築いていくことを表しています。

この計画では、地域住民の主体的な地域づくりへの参画を通して、一人ひとりが個人として自立し、選択を尊重しながら、互いにできる範囲で支え合っていく体制を構築していくことを基本理念とします。

3. 基本目標

1. 地域での「つながり」を大切にするまちづくり

地域で暮らしていくためには個人の自立とともに、地域の一員として、ともに支え合う意識をもち、地域を住みよいものにするために協力し合うことが大切です。そのためには、地域福祉に関する意識啓発や交流の促進を図ります。

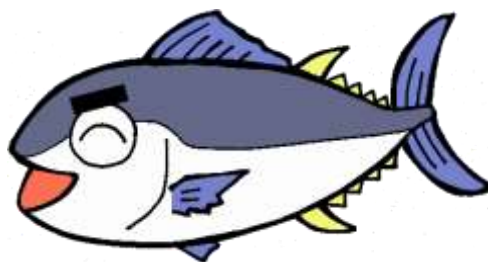
2. 地域福祉をつくる人づくり

市民の生活課題に最も身近に対応できる単位として、自治会の活動が重要になります。活動が活発になれば、地域のつながりも深まり、活動の中で子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の交流が深まります。その中から新たな人材育成を進めます。

3. 誰もが健康で安心・安全に暮らせる環境づくり

だれもが健康で安心・安全に快適な暮らしができるように、心と体の健康推進事業に取り組みます。また、災害などの緊急時にも適切な避難が行えるよう関係機関との連携により、防災・防犯体制の充実に努めます。

必要な福祉サービス等に関する情報を適切に提供するとともに、相談窓口の充実に努めます。



第4章

地域福祉計画

第4章 地域福祉計画

1. 計画の体系

地域福祉の将来像

(基本理念)
助け合い 支え合い
みんなが笑顔で暮らすまち

基本目標 1

地域での「つながり」を大切にするまちづくり

- ① 「顔の見える地域づくり」の推進
- ② 誰も地域で孤立させない体制の推進
- ③ 「地域福祉活動」の推進

基本目標 2

地域福祉をつくる人づくり

- ① 「福祉意識」の醸成
- ② 福祉を担う人材の育成

基本目標 3

誰もが健康で安心・安全に暮らせる環境づくり

- ① 「情報提供」の充実
- ② 健康づくりの推進
- ③ 「安心・安全なまちづくり」の推進
- ④ 「権利擁護・成年後見制度」の推進（境港市成年後見制度利用促進基本計画）
- ⑤ 「再犯防止」の推進（境港市再犯防止推進計画）

【基本目標1】

地域での「つながり」を大切にすまちづくり

○まずは自分が住んでいる地域へ関心を持ち、地域で起こっていることに目を向けてみましょう。

【現状と課題】

少子高齢化や人口減少などの社会状況の変化により、核家族化、晩婚化などが進み、家族のつながりや住民どうしのつながりの希薄化や新型コロナウイルス感染症に伴う社会活動への制限などにより地域のコミュニティが弱体化しつつあります。個人主義的傾向も強まる中で、「ご近所」の人間関係が形成されず、地域の求心力が低下しています。

市民が主体的に福祉に参加することで、住み慣れた地域でこれまでの社会的関係を維持しながら、生きがいや社会的役割を持つことにより、一層豊かな生活に繋げていくことが課題と言えます。

生きがいや社会的役割を持つことは、認知症やフレイルの予防に効果的であると言われており、一人ひとりの健康寿命を伸ばすためにも、自分が住む地域に関心を持ち、地域活動への積極的な参加を促していくことが必要です。

また、認知症や障がい等によりひとりでは意思決定が困難である人たちや、罪を犯した人などが孤立することがないように、家族はもとより地域社会の理解と協力が不可欠です。

さらに、妊娠・出産・子育て期を通し、地域全体で子どもを産み育てる視点を持ち、切れ目のない支援を行うことが必要です。

市民アンケートにおいて「助け合いの地域社会を目指す上で取り組むべきことは？」との問いに対して、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」「高齢者や障がい者と子ども・若い人たちとの交流を広げる」等の答えが上位を占めており、地域内でのつながりをいかに作っていくのかが大切なこととなります。

【施策の展開】

① 「顔の見える地域づくり」の推進

自治会、民生児童委員などを中心にした地域内でのあいさつや幅広い世代が交流できる機会を増やし、「顔の見える地域づくり」を推進します。

② 誰も地域で孤立させない体制の推進

地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、青少年育成センター、更生保護サポートセンター、社会福祉協議会、権利擁護の中核機関（長寿社会課、福祉課）等の相談支援機関を中心とした相談しやすい体制づくりを充実していきます。

あわせて、「顔の見える地域づくり」を通じて地域で孤立している方の掘り起こしに努め、相談や必要な支援につなげるよう地域連携ネットワークの構築を図ります。

③ 「地域福祉活動」の推進

ふれあいの家事業、地域サロン、子ども食堂など、地域コミュニティを形成する自治会や社会福祉協議会、ことぶきクラブなどの福祉活動団体やグループの活動を活性化させるとともに、日常的なふれあいを育み、地域の連帯が深まるような地域福祉活動を推進します。

【基本目標2】

地域福祉をつくる人づくり

○身近な地域で安心して快適に住み続けるためには、お互いを思いやる気持ちが大切です。

【現状と課題】

地域は、そこで暮らす身近な人たちとの社会的な関係の中で、それぞれの人たちが自分らしい生き方をしていく場です。共生社会の実現を目指して、多様な年代や性別の人、認知症や要介護状態にある人、障がいや病気がある人、外国人、罪を犯した人などすべての人が、住み慣れた地域で自分らしく過ごせることが、その人の尊厳を支えることにもなります。地域の人々がお互いに思いやる気持ちをもって生活することが、思いやる気持ちを持つ人の自己実現につながるばかりでなく、支援を受ける人にとっても地域で自己を実現し、尊厳ある生活を可能にするものです。

市民アンケートにおいては、「もし近くで困っている世帯があったらあなたが手助けできる事は何か？」という問いに対して「安否

確認の声掛け」「ちょっとした買い物やゴミ出し」「話し相手」が上位に回答されています。

しかしながら、地域のボランティア活動については、5割弱の人が参加したことが無いと回答しており、地域福祉の現場からは、ボランティア不足や高齢化を指摘する声も多く、ボランティアの発掘・育成が今後の重要な課題と考えます。

【施策の展開】

① 「福祉意識」の醸成

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりの福祉に関する意識向上と実践が必要です。そのために、福祉施設などとの日常的な交流や福祉活動・行事の情報提供により、参加を促し、福祉意識の向上に努めます。あわせて、積極的な社会参加は、認知症やフレイルを予防し、健康で生き生きと暮らすことにもつながることの啓発に取り組みます。

また、「社会を明るくする運動」を通じて、罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について広く周知し、理解を深めます。犯罪や非行が起こらないよう、地域全体で青少年を見守り健やかな成長を支えます。

② 福祉を担う人材の育成

福祉活動を継続・発展させるため、ボランティアセンター（市社協）を中心としたボランティア活動の後継者の育成や新たな人材発掘に努めます。また、ボランティア活動などへの参加のきっかけづくりとなる講座や体験事業、福祉教育を推進し、地域の人々が主体的に参加できる場の充実に努めます。また、地域福祉の中心となる民生児童委員や市民後見人のなり手不足の解消についてさまざまな方策を検討します。

あわせて、食生活改善推進員、健康づくり地区推進員、ゲートキーパー、成年後見人、フレイルサポーターなどを増やすため啓発や研修などに取り組みます。

また、犯罪をした人等の指導・支援にあたる保護司会、社会復帰を支援する様々な活動に取り組む更生保護女性会会員、兄や姉のような存在として接しながら健全な成長を支援するBBS会員、自立や社会復帰を支える協力雇用主などの更生保護ボランティアの確保と活動を支援します。

【基本目標3】

誰もが健康で安心・安全に暮らせる環境づくり

- 誰もが健康で安心して暮らすために、日頃からの意識と備えが必要です。
また、行政・事業所等での様々なサービスについて必要な情報をタイムリーにしていくことが重要です。

【現状と課題】

地域で暮らす住民一人ひとりの不安や悩みなどは、生活様式の変化や新型コロナウイルス感染症の影響により多様化・複雑化する中で、包括的な相談体制の充実が求められています。また、様々な福祉サービスなどについて必要とされる方に十分伝わるような発信が大切です。

また、健康についても、健診などを通じて、市民一人ひとりが考え、意識していくことがまず大切です。こころとからだの健康が保たれることが充実した人生の実現や、活力ある社会を築く上で重要な基盤となります。

地震や津波などの大災害時には、消防や警察、自衛隊などの行政が行う救助・救援活動（公助）には限界があります。被害を少しでも少なくするためには自分の命は自分で守る（自助）、自分たちの地域は、地域住民、地区組織やボランティアなど地域で助け合う（互助・共助）ことが必要となります。福祉ワークショップでも、「助け合いが大事」との意見をたくさんいただきました。

認知症や障がい等により財産管理や日常生活等での判断能力が不十分である人たちが安心して暮らすことが出来るためには、地域社会で支え合うことが喫緊の課題となってきています。

【施策の展開】

① 「情報提供」の充実

様々な福祉制度や地域で行われている地域福祉の取り組み活動等の情報をわかりやすくタイムリーに発信し、必要な人に必要な情報が届く体制をさらに進めていく。また、相談機関・関係機関、各種福祉事業、講座・講演会、イベントなどについての情報提供の充実に努めます。

② 健康づくりの推進

健康づくりに関する講座や講演会を開催し、継続的に健康に対する意識向上を図ります。

「自分の健康は自分で守る」を基本に、地域ぐるみで健康づくりを推進していく取り組みを促進するとともに、特定健康診査、後期高齢者健康診査及び各種がん検診等の受診率向上を図ります。高齢者に対しては、保健事業や介護予防を一体的に実施し、特に栄養面から食生活の改善を行うことで、「健康寿命の延伸」を図ります。

③ 「安心・安全なまちづくり」の推進

誰もが、安全で安心して暮らせるまちを目指して、とりわけ災害時の要援護者避難支援の体制の一層の推進、体制の構築に取り組む。また消費者行政の推進も行います。

④ 「権利擁護・成年後見制度」の推進（境港市成年後見制度利用促進基本計画）

⑤ 「再犯防止」の推進（境港市再犯防止推進計画）

■ 「権利擁護・成年後見制度」の推進

〈境港市成年後見制度利用促進基本計画〉

【現状と課題】

認知症や障がい等により財産管理や日常生活等での判断能力が不十分である人たちが増え続けているにも関わらず、成年後見利用制度が十分に活用されているとは言えない状況です。ひとりでは意思決定が困難である人たちが、地域で安心・安全に暮らせるように、権利擁護に関する知識や理解の普及啓発を積極的に行い、成年後見制度を必要とする人が円滑に利用できるよう、保健・医療・福祉と司法を含めた権利擁護支援体制を整備して、成年後見制度の利用促進を図ることが喫緊の課題です。

【施策の展開】

○成年後見制度の利用促進

- ・中核機関において制度を周知し、市民がいつでも相談できる体制の充実を図ります。また今後の成年後見制度利用の需要に対応していくため、法人後見や市民後見人等の担い手を増やしていくよう努めます。

○地域連携ネットワークの構築

- ・地域の見守り活動の中で、権利擁護支援が必要な人の掘り起こしに努め、「一般社団法人権利擁護ネットワークほうき」や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関と地域連携ネットワークを構築し、必要な支援に結びつくよう努めます。

○市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用促進事業の推進

- ・成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、本人や家族とともに申立てを行うことが難しい場合は、市長申立てを適切に実施します。また、申立て費用や報酬等の負担が困難な場合は、成年後見制度利用支援事業により、必要な費用を支援します。

■「再犯防止」の推進 〈境港市再犯防止推進計画〉

【現状と課題】

犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止においては、罪を犯した人が孤立することなく、社会を構成する一員となる「共生社会」を実現することで、再犯防止につなげていくことが重要です。

関係機関が協力連携して罪を犯した人の社会復帰を支援するとともに、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、地域住民が立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

【施策の展開】

○犯罪や非行の防止と立ち直りを支える「社会を明るくする運動」の推進

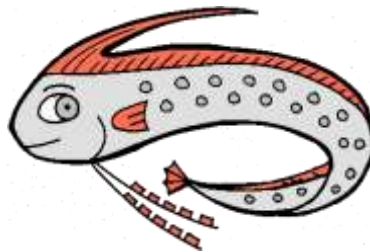
- ・犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について広く周知し、理解を深めます。
- ・犯罪をした人等の指導・支援にあたる保護司会、社会復帰を支援する様々な活動に取り組む更生保護女性会会員、兄や姉のような存在として接しながら健全な成長を支援するBBS会員、自立や社会復帰を支える協力雇用主等の更生保護ボランティアの確保と活動を支援します。

○社会での孤立を防ぐ相談・支援体制の強化

- ・犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止するため、市各課や関係機関が連携し、相談しやすい体制づくりを充実します。
- ・国や民間協力者との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療、福祉サービス等に関し、必要な支援を受

けやすくするためのネットワークづくりに努めます。

- 犯罪や非行が起こらないよう、地域全体で青少年を見守り健やかな成長を支えます。



地域福祉に関わる相談体制

対 象	相談窓口	所在
高齢者福祉全般（介護保険制度含む）	長寿社会課・地域包括支援センター	市役所本庁舎1階
妊娠期から子育て期までの福祉全般（妊産婦、乳幼児、子育て世代）	子育て世代包括支援センター	保健相談センター
障がい者福祉	福祉課・健康推進課	市役所第二庁舎1階・保健相談センター
母子保健等	健康推進課	保健相談センター
生活困窮に関すること	福祉課、境港市社会福祉協議会	市役所第二庁舎1階・社会福祉協議会（老人福祉センター隣り）
消費者行政に関すること	消費生活相談室	市役所分庁舎（水産商工課内）
生活福祉資金貸付	境港市社会福祉協議会	社会福祉協議会（老人福祉センター隣り）
保育サービスの利用に関すること	子育て支援課	保健相談センター
ひとり親家庭に関すること	子育て支援課	保健相談センター
孤独・孤立に関すること	福祉課	市役所第二庁舎1階
配偶者からの暴力等	子育て支援課・家庭児童相談室	保健相談センター
児童虐待	子育て支援課・家庭児童相談室	保健相談センター
高齢者虐待	長寿社会課・地域包括支援センター	市役所本庁舎1階
障がい者虐待	障害者虐待防止センター	市役所第二庁舎1階（福祉課内）
生活習慣病相談	健康推進課	保健相談センター
心の健康相談	健康推進課	保健相談センター
年金相談	市民課、米子年金事務所による出張相談	市役所本庁舎1階など
人権相談	ふれあい総合相談センター	老人福祉センター
心配ごと相談	ふれあい総合相談センター	老人福祉センター
法律相談	ふれあい総合相談センター	老人福祉センター
行政相談	ふれあい総合相談センター	老人福祉センター
子育て相談、子育てサークル、読み聞かせに関すること	地域子育て支援センター	きらきら（竹内町） ひまわり（幸神町）
子育てを援助したい、援助してほしい	ファミリー・サポート・センター	こども支援センター内（竹内町）
認知症介護相談	地域包括支援センター	市役所本庁舎1階
障がい者相談	福祉課・健康推進課・障がい者相談支援事業所	市役所本庁舎1階・保健相談センター・委託5事業所

第5章

計画を推進していくために

第5章 計画を推進していくために

1. 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民自身です。そしてだれもが福祉サービスの提供者であり、受け手でもあります。

身近な地域で安心して暮らせるまちをつくるためには、行政の取り組みに加えて、互いに支え合って安心した生活を送ることができるよう市民・事業者・ボランティア・NPO等の協働が不可欠となります。

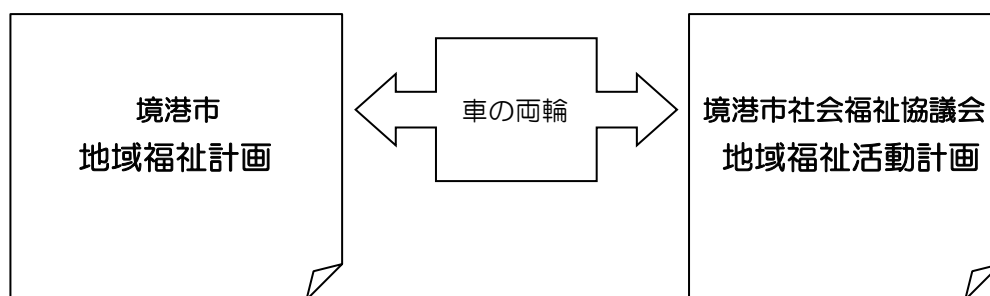
計画を推進していくためには、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を進めることが重要です。

計画の進行管理については、「境港市地域福祉計画策定・評価委員会」を設置し、計画（P）、実行（D）、評価（C）、改善（A）のPDCAサイクルにより、評価・改善を行いながら計画を推進します。

2. 地域福祉活動計画との連携・協働

境港市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、住民・地域において社会福祉に関する活動を行うものと社会福祉を目的とする事業を経営するものが相互協力して、地域福祉を推進するために策定された行動計画です。

この計画は地域福祉推進の中心的な役割を担うもので、住民やボランティア団体等の自主的・自発的な福祉活動を促進するものです。この計画と連携・協働して本計画を推進していきます。



境港市地域福祉計画策定・評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、境港市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定すること並びに策定後の計画の進捗状況の管理、評価及び推進について協議するため、境港市地域福祉計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる所掌事項を協議する。

- (1) 計画の策定に関する事
- (2) 計画の進捗状況の管理及び評価に関する事
- (3) 計画の推進に関する各種検討及び提言等に関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定及び推進に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の役員
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選考された者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めたる者

3 前項の規定により委嘱された委員に欠員が生じた場合は、市長は速やかにその後任の委員を委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から5年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員長の指名によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

境港市地域福祉計画策定・評価委員会 委員名簿

任期：令和4年8月1日～令和9年3月31日

(敬称略)

	氏名	区分
1	門脇佳恵	公募委員
2	宮本剛志	公募委員
3	伊東亜希子	公募委員
4	◎佐篠邦雄	境港市社会福祉協議会会長
5	小林 豊	地区社会福祉協議会会長（誠道地区）
6	佐々木壮一	地区社会福祉協議会会長（余子地区）
7	○古徳 寧	境港市自治連合会副会長
8	柏木香寿子	境港市民生児童委員協議会会長
9	川口昭一	境港市ことぶきクラブ連合会会長
10	松下秀子	境港市女性団体連絡協議会副会長
11	植田建造	境港市民総合ボランティアセンター運営協議会会長
12	加藤大輔	境港青年会議所（理事長）
13	佐々木健雄	学識経験者
14	門脇重仁	境港市保護司会
15	平林和宏	ネットワークほうき（成年後見支援団体）

◎委員長 ○副委員長



令和5年3月策定
鳥取県境港市福祉保健部福祉課
TEL 0859(47)1047
FAX 0859(42)5987
E-mail:fukushi@city.sakaiminato.lg.jp